

### 佐賀県規則第34号

佐賀県県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県県税条例施行規則（昭和30年佐賀県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
(諸様式) <b>第2条</b> 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） 条例及びこの規則（以下「規則」という。）の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。			(諸様式) <b>第2条</b> 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。） 条例及びこの規則（以下「規則」という。）の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。		
様式番号	様式名	関係条項	様式番号	様式名	関係条項
略			略		
様式第42号その2	略		様式第42号その2	略	
様式第43号	略		様式第42号その3	中古自動車販売業者の所有する商品中古自動車に係る自動車税種別割の軽減申請書	条例第119条の3第2項
略			略		
(ゴルフ場の級の基準) <b>第7条の6</b> 略 2 <u>次に掲げるゴルフ場の級は、前項の規定にかかわらず、同項の表に規定する級の1級下位の級とする。</u> (1) 略 (2) 前項の表において4級から7級までのいずれかの級に該当するゴルフ場で、セルフプレー以外のプレーを認めていないメンバーコースのもの（当該ゴルフ場が定めているカートフィ（こ			(ゴルフ場の級の基準) <b>第7条の6</b> 略 2 <u>知事は、前項の規定にかかわらず、次に掲げるゴルフ場の級を、同項の表に規定する級の1級下位の級とすることができる。</u> (1) 略 (2) 前項の表において4級から7級までのいずれかの級に該当するゴルフ場で、セルフプレー以外のプレーを認めていないメンバーコースの <u>うち知事が別に定める要件を満たすもの</u>		

改正前	改正後
<p><u>れに類する料金とみなされるものを含む。)</u>が、当該年度の初日の前日（当該ゴルフ場の経営が当該年度において開始されたとき<u>その他佐賀県税事務所長がこれによることを不相当と認めるときは、佐賀県税事務所長が別に定める日）</u>において、<u>条例第73条の規定により、その利用に対してゴルフ場利用税が課されるゴルフ場のキャディフィの最低料金を超えるものを除く。</u>）</p> <p>3 第1項の利用料金は、平日における非会員の<u>グリーンフィ</u>（名義のいかんを問わず、これに類する料金とみなされるものを含む。）とする。</p>	<p>3 第1項の利用料金は、平日における非会員の<u>グリーンフィー</u>（名義のいかんを問わず、これに類する料金とみなされるものを含む。）とする。</p>

様式第2号、様式第3号その3及び様式第3号その5中「6箇月」を「6月」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号

当初に係る個人の県民税の課税額  
等に関する報告書

年 月 日

県税事務所長 様

市町長 \_\_\_\_\_

佐賀県県税条例第36条第1項の規定によ  
り、次のとおり報告します。

( 年度)

年 月 日現在

区 分		本年度の収入額と なるべき市町民税 課税額	本年度の収 入額となる べき県民税 課税額	本年度の収 入額となる べき森林環 境税（国 税）課税額	計
本 賦 年 課 度 分	普通徴収分				
	特別徴収分				
	計				
前 賦 年 課 度 分	普通徴収分				
	特別徴収分				
	計				
合 計		㉗	㉙	㉘	㉚
特 定 あ ん 分 率 ( 県 民 税 )		$\frac{\text{㉙}}{\text{㉚}}$	0.		
特 定 あ ん 分 率 ( 森 林 環 境 税 ( 国 税 ) )		$\frac{\text{㉘}}{\text{㉚}}$	0.		
特 定 あ ん 分 率 ( 令 和 5 年 度 以 前 の 賦 課 に 係 る も の )		$\frac{\text{㉙}}{\text{㉗} + \text{㉙}}$	0.		
備 考	※分離課税に係る所得割（退職所得）は除くこと。				

(明細書)

区分	市 町 民 税				県 民 税				森林環境税 (国税)		合 計				本年度の収入額となるべき課税額		
	本年度賦課額			本年度の収入額となるべき課税額	本年度賦課額			本年度の収入額となるべき課税額	本年度賦課額	本年度の収入額となるべき課税額	本年度賦課額			本年度の収入額となるべき課税額			
	均等割	所得割	計		均等割	所得割	計				計	均等割	所得割			森林環境税 (国税)	計
普通徴収分	人員	( )	( )		/	( )	( )		/		/	/	/	/	/		
	税額																
特別徴収分	人員	( )	( )		/	( )	( )		/		/	/	/	/	/		[特別徴収義務者数]
	税額																
合計	人員	( )	( )		/	( )	( )		/		/	/	/	/	/		
	税額																
納税義務者数 (普通徴収と特別徴収、両方の徴収方法により賦課を行った者について名寄せし、1人とした場合の納税義務者の人員)					( )	( )		/	/	/	/	/	/	/	/		
注 1 市町民税・県民税について、「人員」欄の( )内には均等割、所得割のみの納税義務者をそれぞれ内書し、計には納税義務者の実人員を記載すること。 2 「本年度の収入額となるべき課税額」欄の特別徴収分については、特別徴収義務者が6月から翌年3月までに徴収すべき額を記載すること。 3 この報告書は、当該年度分として当初に係る額を6月30日までに1部提出すること。											納 期 区 分	年月日		年月日	備 考		
												第1期	・ ・	第5期	・ ・		
												〃 2 〃	・ ・	〃 6 〃	・ ・		
												〃 3 〃	・ ・	〃 7 〃	・ ・		
												〃 4 〃	・ ・	〃 8 〃	・ ・		

様式第5号を次のように改める。

様式第5号

年 月 日

個人の県民税の滞納状況報告書

県税事務所長 様  
佐賀県県税条例第36条第3項の規定により、次のとおり報告します。

市町長 \_\_\_\_\_

年度	区分	市町民税・ 県民税		市町民税 額	県民税額	県 民 税 処 理 状 況										森林環境税 (国税)	市町民税・県民税・森林環 境税(国税) 合計	
		合 計				徴収猶予		換価猶予		滞納処分停止		滞納処分執行中		その他				
		件数	金 額			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
年度																		
〃																		
〃																		
小計																		
年度																		
〃																		
〃																		
小計																		
滞繰 計																		
年度																		
計																		

- 注 1 この報告書は、毎年5月31日現在の状況を6月30日までに提出すること。  
2 「滞納処分執行中」欄には、差押え、参加差押え又は交付要求をしているものを記載すること。

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号

個人の県民税の収入状況報告書

年 月 日

県税事務所長 様

佐賀県県税条例第36条第4項の規定により、次のとおり報告します。

市町長 \_\_\_\_\_

現年課税分( 年度 月分)

税別	区分	調定額				収入額				欠損額			未収入額	収入歩合		備考
		前月まで	本月分	本月分(令和5年度以前分)	計	前月まで	本月分	本月分(令和5年度以前分)	計	現年分	現年分(令和5年度以前分)	計		本月分	前年同期	
県民税	普通徴収分									( )	( )	( )				本月分の徴収金を払い込んだ日 月 日
	特別徴収分															
	退職所得の分離課税分															
	税額計															
	延滞金	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
市町民税	普通徴収分									( )	( )	( )				県民税払込あん分率 特定 0.
	特別徴収分															
	退職所得の分離課税分															
	税額計															
	延滞金	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
小計	普通徴収分									( )	( )	( )				県民税払込あん分率 (令和5年度以前分) 特定 0.
	特別徴収分															
	退職所得の分離課税分															
	税額計															
	延滞金	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
森林環境税(国税)	普通徴収分			/	/			/	/	( )	( )	( )				森林環境税(国税)払込あん分率 特定 0.
	特別徴収分			/	/			/	/							
	税額計			/	/			/	/							
	延滞金	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	合計	普通徴収分									( )	( )	( )			
特別徴収分																
退職所得の分離課税分																
税額計																
延滞金		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

納税義務者数

区分	均等割のみ納付する者	所得割のみ納付する者	均等割と所得割と併せて納付する者	計		備考
				うち、徴収取扱費の算定基礎となる納税義務者の数	退職所得の分離課税に係る所得割を納付する者	
前月末現在						
増						
減						
差引本月末現在						



- 注 1 本表は、現年度課税分について使用し、( 年度 月分) は、市町の収入した月を記載すること。
- 2 「調定額の本月分」欄には、当月分の減額分を上段に、増額分を下段にそれぞれ記載すること。
- 3 欠損額は、未収入額に含まれないものとし、「欠損額」欄の上段に当月分を( )に内書し、同欄の下段に累計額を記入すること。
- 4 払込あん分率は、(ア)当該年度の7月から翌年3月までの間において払い込むものについては、最初の納期限の月の末日現在によって算定した特定あん分率によるものとし、(イ)当該年度の4月から6月までの間において払い込むものについては3月末現在において算定した確定あん分率(出納整理期間中に調定に異動が生じたときは、それぞれ増減した月の末日現在によって再算定)によるものとする。(ウ)なお、退職所得に係る所得割分で特定あん分率が適用されるまでの間において払い込むものについては、前年度の3月末現在の確定あん分率によるものとする。また、令和5年度以前賦課分の算定には、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和4年政令第300号)附則第4条の規定による改正前の地方税法施行令第8条によるあん分率を適用すること。
- 5 退職手当の分離課税に係る所得割の歳入の所属年度は、特別徴収に係るものにあつては特別徴収義務者の3月以降徴収分は翌年度の歳入とし、更正、決定及び普通徴収に係るものにあつては納税通知書を発した月の属する年度とすること。
- 6 平成18年度以前賦課分の税額変更に係るものがある場合は、別紙第1を添付すること。
- 7 納税義務者数は、当該年度に賦課決定を行ったものについて記載すること。

滞納繰越分

税 別	区 分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考 (調定増減の事由等)
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
		円	円	円	円	円	円	円	円	%	%	
県が調定した県民税	税 額							( )				
	延滞金	/	/	/								
市 町 民 税	税 額							( )				
	延滞金	/	/	/								
市 町 民 税 の 台 帳 に 基 づ く	税 額							( )				
	延滞金	/	/	/								
森 林 環 境 税 (国 税)	税 額							( )				
	延滞金	/	/	/								
計	税 額							( )				
	延滞金	/	/	/								

- 注 1 新年度の5月分までは、「県が調定した県民税」欄は、「収入額」欄のみ記載すること。
- 2 別紙第2を添付すること。
- 3 その他については、現年課税分の注（6を除く。）によること。

別紙第1

◎ 収入状況報告書の内訳（現年課税分）

払込あん分率	
特定	
確定	

① 平成18年度以前賦課分の税額変更に係るもの

税別	区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県民税	税額	円	円	円	円	円	円	( )	円	%	%	
	延滞金	/	/	/								
市町民税	税額							( )				
	延滞金	/	/	/								
計	税額							( )				
	延滞金	/	/	/								

注 1 本表は、平成18年度以前に賦課していた税額を変更した場合で、かつ、増額となった場合のみその金額を記載すること。

2 平成18年度以前に賦課がなく、平成17年以前の所得に対して平成19年度以後初めて賦課決定するものは除くこと。

払込あん分率	
特定	
確定	

② 平成19年度～令和5年度の賦課に係るもの

税別	区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県民税	税額	円	円	円	円	円	円	( )	円	%	%	
	延滞金	/	/	/								
市町民税	税額							( )				
	延滞金	/	/	/								
計	税額							( )				
	延滞金	/	/	/								

注 1 本表は、3月実績以降分の報告を行う際、使用すること。

2 本表は、平成19年度～令和5年度に賦課決定を行ったもののうち、平成18年度以前賦課に係るものを除いたものを記載すること。

3 払込あん分率は、現年度のあん分率によるものとする。

払込あん分率

確定

③ 令和6年度以後の賦課に係るもの

税別	区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
県民税	税額	円	円	円	円	円	円	( )	円	%	%	
	延滞金											
市町民税	税額							( )				
	延滞金											
小計	税額							( )				
	延滞金											
森林環境税(国税)	税額							( )				森林環境税(国税)払込あん分率
	延滞金											確定
合計	税額							( )				
	延滞金											

注 1 本表は、3月実績以降分の報告を行う際、使用すること。

2 本表は、令和6年度以後に賦課決定を行ったもののうち、令和5年度以前賦課に係るものを除いたものを記載すること。

3 払込あん分率は、現年度のあん分率によるものとする。

別紙第2

◎ 収入状況報告書の内訳（滞納繰越分）

① 令和6年度以後の賦課に係るもの

税別		区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考 (調定増減の事由等)
			前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
			円	円	円	円	円	円			( )	円	
県が調定した 県民税	税額							( )					
	延滞金	/	/	/									
市町の台帳に基づく	県民税	税額						( )					
		延滞金	/	/	/								
	市町民税	税額						( )					森林環境税(国税)払込あん分率
		延滞金	/	/	/								
森林環境税 (国税)	税額						( )					特定	
	延滞金	/	/	/								確定	
計	税額						( )						
	延滞金	/	/	/									

注 1 本表は、令和6年度以後に賦課決定を行ったもののうち、令和5年度以前賦課に係るものを除いたものを記載すること。

2 払込あん分率は、現年度のあん分率によるものとする。

② 平成19年度～令和5年度の賦課に係るもの

税別		区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考
			前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期	
			円	円	円	円	円	円			( )	円	
県が調定した 県民税	税額							( )					
	延滞金	/	/	/									
市町の台帳に基づく	県民税	税額						( )					
		延滞金	/	/	/								
	市町民税	税額						( )					
		延滞金	/	/	/								
計	税額						( )						
	延滞金	/	/	/									

注 1 本表は、平成19年度～令和5年度に賦課決定を行ったもののうち、平成18年度以前賦課に係るものを除いたものを記載すること。

2 払込あん分率は、現年度のあん分率によるものとする。

												払込あん分率	
												確定	
③ 平成18年度以前の賦課に係るもの													
税別	区分	調定額			収入額			欠損額	未収入額	収入歩合		備考 (調定増減の事由等)	
		前月まで	本月分	計	前月まで	本月分	計			本月分	前年同期		
		円	円	円	円	円	円	( )	円	%	%		
県が調定した 県民税	税額							( )					
	延滞金	/	/	/									
市町の台帳に基づく 県民税	税額							( )					
	延滞金	/	/	/									
市町民税	税額							( )					
	延滞金	/	/	/									
計	税額							( )					
	延滞金	/	/	/									

- 注 1 本表は、平成18年度以前に賦課決定を行ったものを記載すること。
- 2 平成19年度以後に賦課決定を行ったもののうち、平成18年度以前の賦課に係るもので、滞納繰越となったものについては、本表に加算すること。

様式第7号の別紙第2中

平成19 年度以 後の賦 課に係 るもの	年 月								
	年 月								
	年 月								
	年 月								
	年 月								
	年 月								
	小計								

を

平成19 年度～ 令和5 年度の 賦課に 係るも の	年 月								
	年 月								
	年 月								
	年 月								
	年 月								
	年 月								
	小計								
令和6 年度以 後の賦 課に係 るもの	年 月								
	年 月								
	年 月								
	年 月								
	年 月								
	年 月								
	小計								

に改める。

様式第11号その1、様式第11号その2、様式第11号その4から様式第11号その6まで及び様式第13号その1から様式第14号その1まで中「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第14号その2</b></p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 口座振替ができなかった場合（期限後納付の場合）</p> <p>(1) 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）<u>につき</u>、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>この税金について</u>督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることとなります。</p> <p>4 課税処分に不服がある場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から</p>	<p><b>様式第14号その2</b></p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 口座振替ができなかった場合（期限後納付の場合）</p> <p>(1) 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）<u>に</u>、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>この税金を納期限までに納付されないため</u>督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることとなります。</p> <p>4 課税処分に不服がある場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から</p>



改正前	改正後
<p>起算して<u>6箇月</u>以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から<u>3箇月</u>を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>起算して<u>6月</u>以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ・ウ 略</p>

様式第14号その3、様式第15号、様式第28号及び様式第30号中「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

様式第35号中「6箇月」を「6月」に改める。

様式第39号中「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

様式第42号その2の次に次の様式を加える。

様式第42号その3

<p>中古自動車販売業者の所有する商品中古自動車に係る自動車税種別割の軽減申請書</p> <p style="margin-left: 100px;">県税事務所長                      様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年    月    日</p> <p>佐賀県県税条例第119条の3第2項の規定により、自動車税種別割の軽減について下記のとおり申請します。</p>								
申請者	住 所 (所在地)							
	氏 名 (名 称)							
	電 話							
古物商許可番号								
1 申請自動車								
番号	登録番号	登録 (異動) 事由	登録年月日	車台番号 (下3桁)	商品として運行の用に供しなくなった年月日	車名又はペットネーム	車検有効期限	摘要
2 添付書類								
3 地方税に関して最近3年間で罰金以上の刑、又は通告処分を受けた有無 (有・無) 地方税に関して最近2年間で滞納処分を受けた有無 (有・無)								

様式第46号及び様式第48号から様式第51号まで中「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

様式第53号の4その2中「6箇月」を「6月」に改める。

様式第53号の5及び様式第54号その1中「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第54号その3</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 口座振替ができなかった場合（期限後納付の場合）</p> <p><u>(ア) 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合</u>において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）<u>につき</u>、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。</p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p><u>(ウ) この税金について督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。</u></p> <p>4 課税処分に不服がある場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対す</p>	<p>様式第54号その3</p> <p>略</p> <p>1・2 略</p> <p>3 口座振替ができなかった場合（期限後納付の場合）</p> <p><u>(1) 預金残高の不足等により口座振替ができなかった場合</u>において、この税金を納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額（その計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。）<u>に</u>、年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額（地方税法附則第3条の2各項に規定する延滞金の割合等の特例の適用があるときは、当該特例による割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額）を加算して納めてください。</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないときは、滞納処分を受けることになります。</u></p> <p>4 課税処分に不服がある場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) この処分の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対す</p>

改正前	改正後
<p>る裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から<u>3箇月</u>を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ・ウ 略</p>	<p>る裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ・ウ 略</p>

様式第67号、様式第69号及び様式第69号の2中「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

様式第77号中「6箇月」を「6月」に改める。

様式第78号から様式第80号まで、様式第82号、様式第83号、様式第85号から様式第87号まで、様式第88号その2、様式第88号その3、様式第90号、様式第91号、様式第93号その1から様式第94号まで及び様式第95号その2から様式第99号その3まで中「6箇月」を「6月」に、「3箇月」を「3月」に改める。

様式第104号の（表）中「税区別」を「税区分」に改め、同様式の（裏）中

この県費送金通知書で還付金の支払いを受けようとされるときは、下記事項に注意してください。

- 1 現金を受領されたときは、下記の「領収書」にその年月日、住所及び氏名を記入してください。
- 2 現金を受領を代理人に委任されるときは、本人が下記の「委任状」に所定の事項を記入してください。（この「委任状」でなく、別の任意の委任状でもかまいませんが、その場合には、下記の「領収書」に代理人を受領した旨を付記してください。）
- 3 この県費送金通知書の発行の日から1年を経過したときは金融機関では支払いをいたしませんので、佐賀県出納局にその旨を申し出てください。

※ 金融機関へ持参される際は、本人（受任者）確認のため、身分証明書の提示を求められますので、御用意ください。

<b>委 任 状</b>
表記金額の受領に関する権限を 様に委任します。
年 月 日
(住所)
(氏名)

<b>領 収 書</b>
表記金額を受領しました。
年 月 日
(住所)
(氏名)

(注意事項)

あなたが納められた県税についての過誤納金を還付しますので、下記事項をお読みのうえ、金融機関の窓口でお受け取りください。

- 1 「送金小切手」が同封されている場合
  - (1) 現金は、送金小切手に記載されている金融機関の窓口で、送金小切手と引き換えにお受け取りください。
  - (2) 送金小切手の発行の日から1年を経過したときは、送金小切手では支払いを受けられなくなりますので、お早めにお受け取りください。
- 2 「送金小切手」が同封されていない場合  
現金は、県費送金通知書に記載されている金融機関の窓口で、県費送金通知書と引き換えにお受け取りください。
- 3 この処分不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 5 当該通知書を受け取られた時までに納付（納入）されておりましたら行き違いですので御了承ください。

を

<p>この県費送金通知書で還付金の支払いを受けようとするときは、下記事項に注意してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 現金を受領されたときは、下記の「領収書」にその年月日、住所及び氏名を記入してください。</li> <li>2 現金を受領を代理人に委任されるときは、本人が下記の「委任状」に所定の事項を記入してください。（この「委任状」でなく、別の任意の委任状でもかまいませんが、その場合には、下記の「領収書」に代理人を受領した旨を付記してください。）</li> <li>3 この県費送金通知書の発行の日から1年を経過したときは、金融機関では支払いをいたしませんので、佐賀県出納局にその旨を申し出てください。また、発行の日から5年を経過したときは、支払いできません。</li> </ol> <p>※ 金融機関へ持参される際は、本人（受任者）確認のため、身分証明書の提示を求められますので、御用意ください。</p>	<p>(注意事項)</p> <p>あなたが納められた県税についての過誤納金を還付しますので、下記事項をお読みのうえ、過誤納金還付（充当）通知書に記載されている金融機関の窓口でお受け取りください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分に対する不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</li> <li>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査請求をした日から3月を経過しても判決がないとき。</li> <li>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</li> <li>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</li> </ol> </li> <li>3 当該通知書を受け取られた時までに納付（納入）されておりましたら行違いですので御了承ください。</li> </ol> <p>※ 口座振替を御希望の方又は御本人様がお亡くなりの方は、別途手続が必要となりますので、封筒記載の県税事務所へ御連絡ください。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: center;">表記金額を受領に関する権限を 様に委任します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p style="text-align: center;">表記金額を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>(住所)</p> <p>(氏名)</p> </div>

に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><b>様式第105号</b></p> <p>略</p> <p>注 1 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p>	<p><b>様式第105号</b></p> <p>略</p> <p>注 1 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。<u>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から<u>3箇月</u>を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><b>様式第106号</b></p> <p>略</p> <p>注 1 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して<u>6箇月</u>以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から<u>3箇月</u>を経過しても裁決がないとき。</p>	<p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p><b>様式第106号</b></p> <p>略</p> <p>注 1 この処分に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。<u>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</u></p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して<u>6月</u>以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日から<u>3月</u>を経過しても裁決がないとき。</p>

改正前	改正後
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略

様式第107号中

注1 氏名欄は、本人が自署してください。ただし、申請者が法人の場合は、本申請に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができます。

2 代理人が請求する場合は、代理人の住所及び氏名を記入してください。

を

注1 代理人が請求する場合は、代理人の住所、氏名及び電話番号を記入してください。

2 委任の事実等記載内容を確認するために連絡することがありますので、納税者又は代理人の電話番号欄には、日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

3 この文書を偽造し行使した者は、刑法第159条若しくは第161条又はその両方の規定によって処罰されることがあります。

に、

委任欄	代理人
私は右記のものを代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。	住所
	氏名

を

委任欄	代理人
私は右記のものを代理人と定め、納税証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。	住所
	氏名
	電話番号

に改める。



附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の佐賀県県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。